

身体拘束適正化に関する指針

介護老人保健施設

高齢者ケアセンターのぞみ

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で行わない事が原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合に限り、本人・家族への説明・同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら検討します。

（４）在宅サービス

在宅サービス契約時、施設の方針を明確にし、理解をいただきます。

また、在宅生活の延長線上に施設利用があるということを認識し、本人、家族の思い・希望をくみ取り、本人の安全、家族の介護負担の軽減を充分考慮したうえで、ケアの方向性を示します。

3. 身体拘束廃止に向けた組織に関する事項

（１）身体拘束委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて身体拘束委員会を設置します。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 看護介護師長
- ウ) 看護職員
- エ) 介護職員
- オ) 支援相談員
- カ) 介護支援専門員
- キ) リハビリ職員
- ク) 事務職員

③ 身体拘束委員会の開催

- ・定期的に3か月に1回以上（年4回以上）開催とします。
- ・必要時には随時開催します。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ①定期的な研修（年1回）
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④必要・状況に応じて、個別、部署別に開催

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

（施設長）

- 1) 身体拘束における諸課題等の最高責任者
- 2) 医療行為への対応
- 3) 看護職員との連携

（看護介護課師長）

- 1) 身体拘束廃止委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

（看護職員）

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者への状態観察
- 4) 記録の整備

（介護職員）

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する。

（支援相談員・介護支援専門員・事務職員）

- 1) 医療機関、家族との連絡調整

- 2) 家族の意向に添ったケアの確立
- 3) 施設のハード、ソフト面の充実
- 4) チームケアの確立
- 5) 記録の整備

(リハビリ職員)

- 1) 機能面からの専門的指導・助言
- 2) 重度化する利用者の状態観察
- 3) 記録の整備

6. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けされており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保管し、行政担当部局の指導が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

③の記録と再検討結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

7. 「眠りSCAN eye」の使用

居室に「眠りSCAN eye」を設置して映像を記録するとともに、「眠りSCAN」が検知した利用者の状態を映像と共に確認することができる。24時間監視されている状況。

①使用目的を利用者・家族に説明し同意を得る。

②使用開始後2週間ごとに解除に向けて評価を行う。

③評価の記録は、経過記録に、眠りSCAN eye 評価： として記載する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は各階サービスステーションに設置し、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるようにします。

9. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 指針等の見直し

本指針および身体拘束廃止に関するマニュアル類等は、身体拘束委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正します。

10. 身体拘束適正化に関する指針の閲覧について

この指針はホームページにて公表する。

附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

令和6年4月1日 一部改正

令和 7年7月24日 一部改正

令和 8年4月1日 一部改正

令和 8年7月1日 一部改正